

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

六八

## ◎在外公館の名称及び位置並びに在外

### 公館に勤務する外務公務員の給与に

### 関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二二号)

#### 一、提案理由(平成二十三年四月二三日・衆議院外務委員会)

○松本(剛) 国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、東南アジア諸国連合日本政府代表部の新設を行うことであります。

改正の第二は、インドネシアにある在ジャカルタ日本国総領事館等五つの兼館総領事館の廃止を行うことであります。

改正の第三は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することあります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手

当の支給に関する制度を改正することあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定及び子女教育手当の支給に関する制度の改正については、平成二十三年度予算の適正な執行の観点から、できる限り速やかに実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(平成二十三年四月一五日)

○小平忠正君 ただいま議題となりました四案件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、在外公館名称位置給与法改正案について申し上げます。

本案の主な内容は、

東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すること、

在ジャカルタ日本国総領事館等五つの総領事館を廃止すること、

在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額等を改定すること

であります。

本案は、去る四月十二日外務委員会に付託され、翌十三日、松本外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

本日、民主党・無所属クラブから、施行期日等に関する修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、採決を行いました結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由(平成二十三年四月一五日)

○吉良委員 たいだいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、原案では「平成二十三年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改めるものであります。

第二に、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は、平成二十三年四月一日から適用し、また、子女教育手当の支給額に関する規定は、施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例によることと

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

するものであります。

以上であります。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十三年四月二〇日)

○佐藤公治君 たいだいま議題となりました法律案二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、在外公館の名称位置・給与法改正案は、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すること、在ジャカルタ日本国総領事館等五つの兼館総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、子女教育手当の支給に関する制度を改正すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の機能発揮のための予算の活用、外務人事審議会の在り方、在外公館の警備体制の見直し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律  
以上、御報告申し上げます。